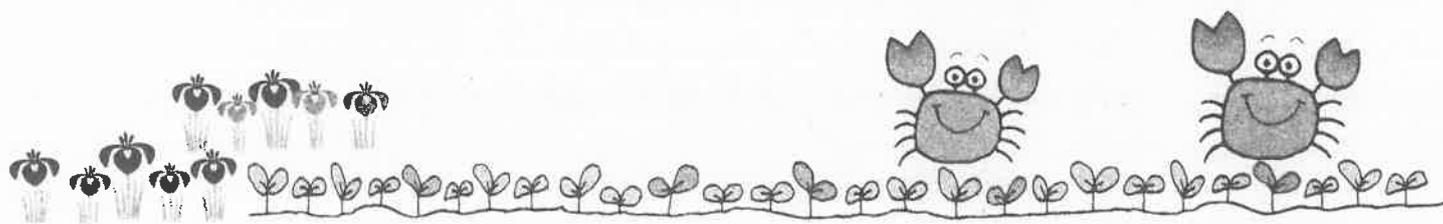


# 蟹江小ガイドブック

～保護者と学校をつなぐ～



蟹江町立蟹江小学校



# 目 次



## ★ 学校生活編

◇ 蟹江小学校の教育理念 .....	1
◇ 年間行事予定 .....	2
◇ 1週間の日課表 .....	3
◇ 学区について .....	4
◇ 入学までの準備について .....	5
◇ よりよい学校生活のために	
①服装・持ち物 .....	7
②学校生活のきまり .....	8
③保健室より .....	9
◇ 非常災害時における登下校	
台風・大雪・地震などのとき .....	10
◇ 「きずなネット」について .....	11
◇ 学校集金について .....	13



## ★ 手続き・制度編

◇ 学校でけがをしたとき .....	15
◇ 特別な状況で欠席するとき（出席停止・忌引き・入学試験等） .....	16
◇ 転居・転校時の手続き .....	17
◇ 支援・各種相談	
①就学援助制度 .....	18
②スクールカウンセラー .....	19
③スクールソーシャルワーカー .....	19
④通級指導教室「オアシス」 .....	19
⑤蟹江町教育支援センター「あいりす」 .....	20
⑥学校以外の教育関係相談窓口 .....	21

## ★ その他

◇ PTA活動について .....	22
◇ 学校ボランティアについて .....	23

# 蟹江小学校の教育理念



## ◆教育目標

**校訓** 「強く、正しく、よく励む」の具現化を目指します。

**望ましい「かにっこ」像** の実現を目指します。

- か 輝きのある元気な子
- に にこにここと笑いいっぱいの子
- つ 突き進む勇氣のある子
- こ 心を込めてあいさつのできる子、そして、なかよく学び合う子

## ◆経営方針 「ちがい」は宝物 ～響かせよう！蟹江のハーモニー～

### 1 生活に響く「ハーモニー」を目指して

- (1) 自他の「いのちを大切に」する意識を育み、ちがいのある「個」を尊重し合う学校づくりを推進する。
- (2) あいさつ、整理整頓などの「凡事徹底」を大切にすることを通じて、互いのちがいを認め合うための土台を築く学校づくりを推進する。
- (3) 男女混合名簿の使用や呼称の統一など、「潜在的差別」を生まない教育環境づくりを推進する。
- (4) 不登校傾向の児童が、オンラインを活用した学びの機会や校内で心落ち着く生活環境が確保できるよう、多様な居場所づくりを推進する。
- (5) 異学年間交流やたてわり活動を通じて人とのかかわりや連携、共働への理解を深め、児童を主体とした自治活動の推進に努める。

### 2 学びに響く「ハーモニー」を目指して

- (1) 基礎学力充実週間の実施や、ユニバーサルデザインを心がけた教室環境づくりを通じて、多様な学び方を実現するための基礎・基本を身に付ける。
- (2) 「できない」「分からない」を大切にす風土を育み、互いに学び合い、支え合い、高め合う学校・授業づくりを推進する。
- (3) ICTやタブレット端末の活用を積極的に進め、「個別最適な学び」「協働的な学び」を実現する授業づくりの研修を深める。
- (4) 外部諸機関と連携した包括的性教育の実施を目指しつつ、人権教育のさらなる深化を図る。

### 3 教職員が響き合う「ハーモニー」を目指して

- (1) 子どもたちの「現在」と「未来」の幸せを共に願う教職員集団づくりを推進する。
- (2) 教職員個々の多様なライフスタイル、ライフステージを尊重し合い、互いに助け合い、支え合う風土の醸成を図る。
- (3) 現代的課題を克服するための柔軟性確保やチャレンジ精神を大切にし、「前例踏襲」を打破した業務・授業改善を推進する。
- (4) 毎月の反省を継続的に実施するなど、教職員間の多様な「声」を生かし、「チーム蟹江」一丸となって学校運営を進める。

### 4 地域・家庭と共に響く「ハーモニー」を目指して

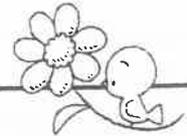
- (1) 学校ホームページや各種たよりの発行による情報発信、ICTの積極的活用、ボランティア活動の推進を通じて、家庭やPTAとの連携を深化する。
- (2) 出前授業の実施や、かにっこみまもり隊との連携など、「地域力」を積極的に生かした学校づくりを推進する。
- (3) 「地域防災」の担い手として、「守られる」だけでなく、「守る」ことができる人材の育成を目指した取組を推進する。

## 年間行事予定（令和7年度）

月	儀式的行事	文化的行事	健康安全・ 体育的行事	遠足・集団 宿泊的行事	勤労生産・ 奉仕的行事	児童会活動	その他の行事
4	入学式 始業式 着任式		身体測定 健康診断 避難訓練			1年生を 迎える会 通学団会	P T A総会 授業参観 学級懇談会
5			健康診断 体力テスト 水泳指導 (3・4年・ 支援学級)	遠足 (1～4年) 野外学習 (5年) 社会見学 (6年)			地域訪問
6			健康診断 引き渡し訓練				家族学級 講演会
7	終業式		水泳指導 (1・2年)		大掃除	通学団会	個人懇談
9	始業式		避難訓練				福祉実践教室
10			運動会 水泳指導 (5・6年)			児童会役員 選挙	就学時健康診断 P T Aバザー
11				修学旅行 (6年) 社会見学 (1～5年)			
12	終業式	かっこ 発表会 (3～6年)			大掃除	ウィンタ-集会 通学団会	授業参観 個人懇談
1	始業式		避難訓練				もちつき会 芸術鑑賞会
2		かっこ 発表会 (1・2年)				児童会 役員選挙 6年生を 送る会	授業参観
3	卒業式 修了式 				大掃除 6年奉仕作業	通学団会	

令和8年度年間行事予定(仮)は、今年度末にきずなネットで配信します。きずなネットへのご登録を1月1日以降、1月中にお願いします。

# 1 週間の日課表 (案)



	時 間	月	火	水	木	金
かにっこり仏	8:25～ 8:35	朝礼(読書)	学習	読書	学習	読書(児童集 会)
朝 の 会	8:35～ 8:45	朝 の 会				
第1時限	8:45～ 9:30					
休み時間	9:30～ 9:40	休 み 時 間				
第2時限	9:40～10:25					
休み時間	10:25～10:40	休 み 時 間				
第3時限	10:45～11:30					
休み時間	11:30～11:40	休 み 時 間				
第4時限	11:40～12:25					
給 食	12:25～13:15	給 食				
清 掃	13:15～13:30	清 掃				
休み時間	13:30～13:45	昼 休 み 時 間				
第5時限	13:50～14:35					
帰りの会 (休み時間)	14:35～14:45	帰りの会	帰りの会 1・2年 休み時間 3～6年	1～3年 4～6年	全学年	1・2年 3～6年
第6時限	14:45～15:30		3～6年	4～6年	委員会(5・6年) クラブ(4～6年)	3～6年
帰りの会	15:30～15:40		帰りの会 *クラブ・委員会は 15:30 まで活動時間 (着替え等含む)			

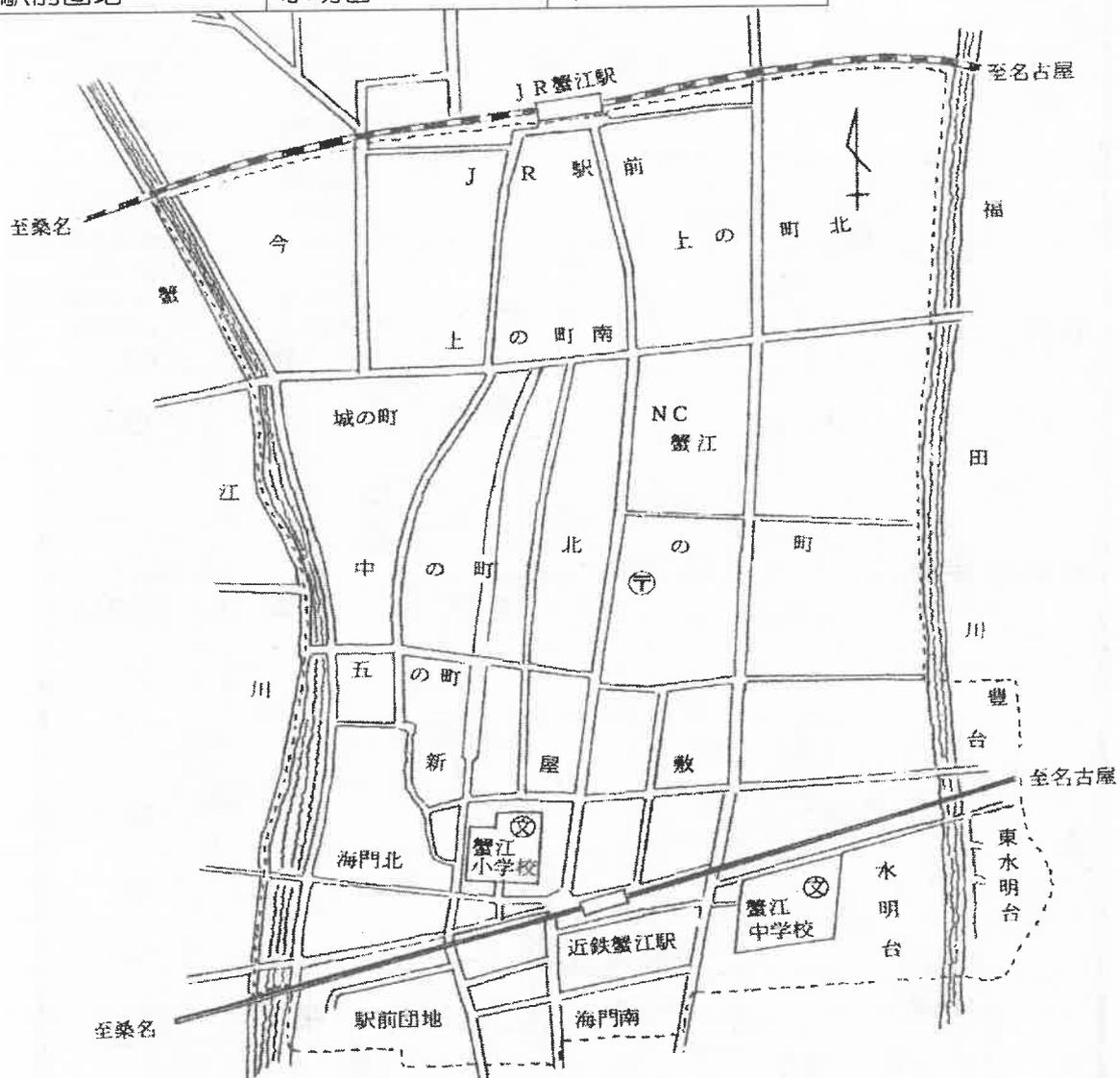
# 学区について

## — 通学団 —

通学団の集合・出発時刻が決められています。集合場所・時間等のお知らせを、「お迎え児童」が3月上旬に各家庭へ配付します。

【通学団名】

駅前	今	上の町北	上の町南
城の町	NC 1・2・3・5	北の町	中の町（五の町）
新屋敷	豊台	海門北	海門南
駅前団地	水明台	東水明台	



【参考】令和6年度 PTA 作成 地区割マップ

(各地区の範囲や令和7年度4月当初の通学団集合場所等のデータが確認できます。)

<https://www.google.com/maps/d/u/0/edit?mid=1bmFA7VfSWMV9ai02XpMYN7brrMC4AfY&usp=sharing>

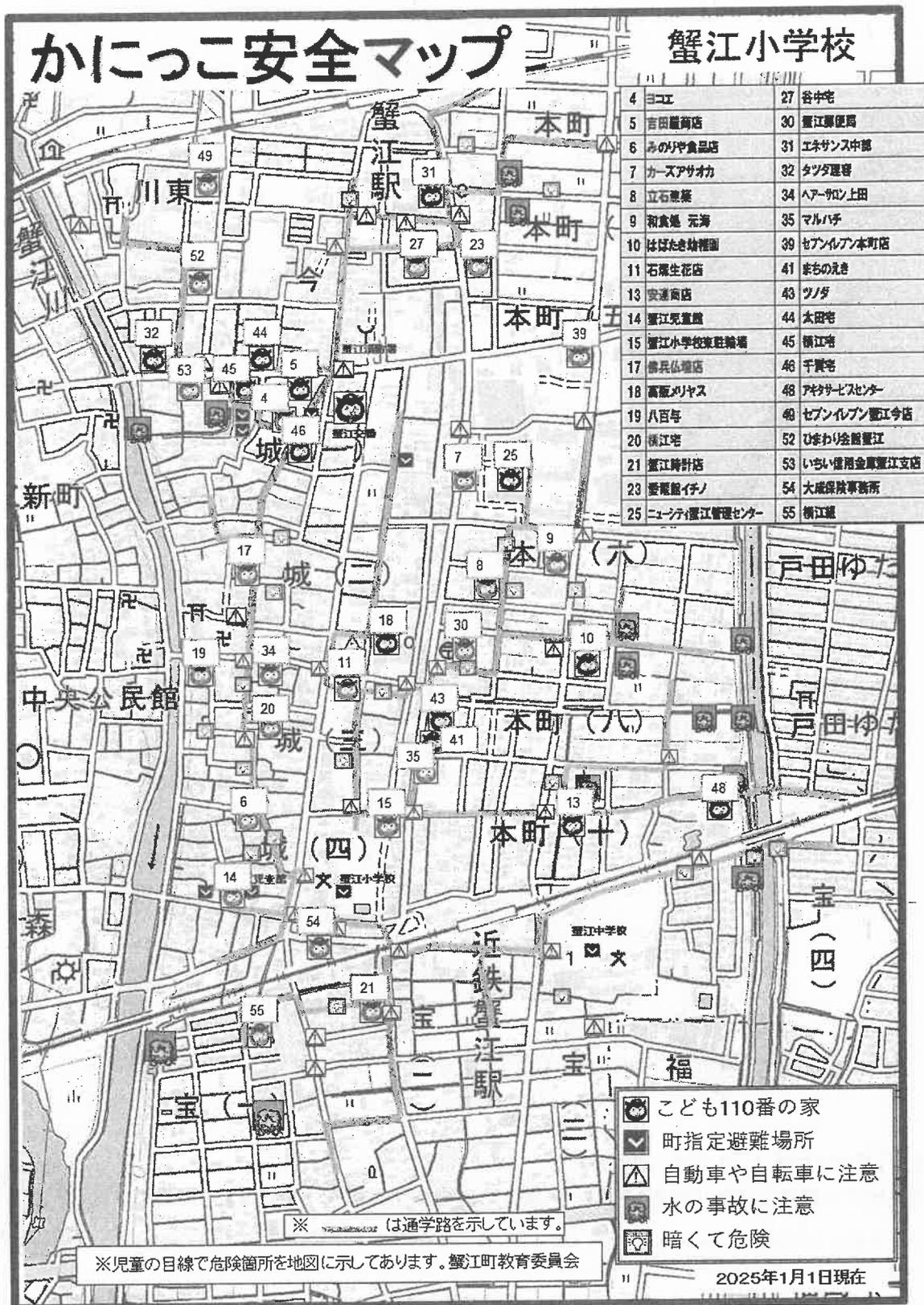


# 学区について

—通学路・こども110番の家—

決められた「通学路」を登校・下校します。

「こども110番の家」が設置されています。あやしい車を見たり、こわい人にあたりしたら、「こども110番の家」に助けを求めましょう。



# 入学までの準備について

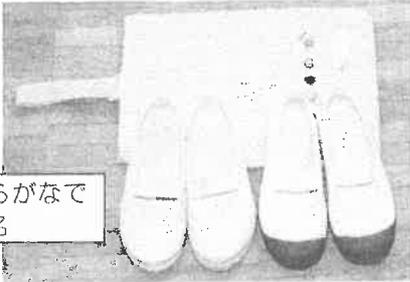
## — 服装・持ち物 —

### ◆ 入学式までにご家庭で用意していただくもの

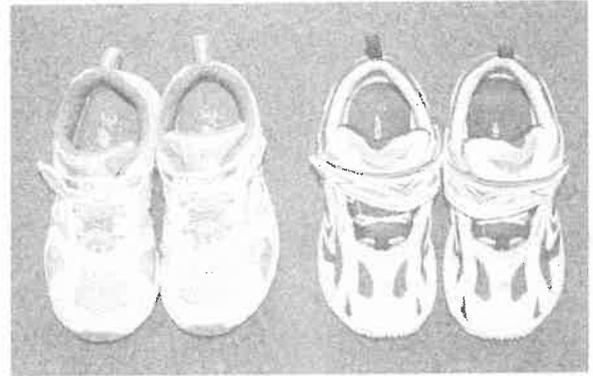
- バレーシューズ(2足)、シューズ袋(布製2) • 通学用運動靴(すぐにはける・脱げるもの)

上履き用(つま先:色なし)

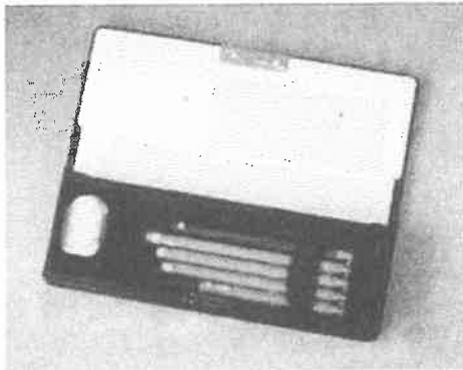
体育館用(つま先:色つき<何色でもよい>)



ひらがなで  
記名



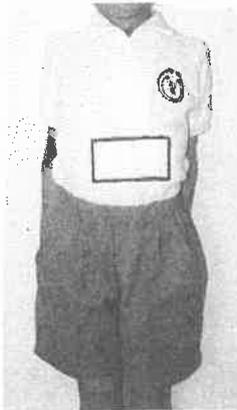
- 筆入れ(シンプルで使いやすいもの)、筆記具  
鉛筆(Bか2B)、赤鉛筆、消しゴム、下敷き



- ランドセルまたはリュック型かばん  
軽くて留め金が簡単なもの



- 体育の服装

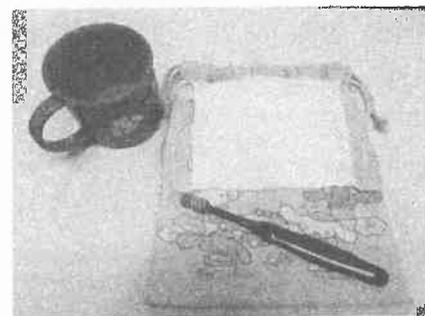


赤白帽子、体操服を入れる袋

白シャツ、ハーフパンツ(青色)

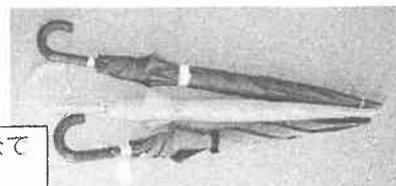
ゼッケンは、名字のみをペンで大きく書いてください。  
学年に同姓の人がいる場合、名字の横に名前の1文字を  
小さく書いてください。胸側のみに付けます。

- 歯ブラシ・コップ・マスク・袋  
マスクは給食配膳時に全員着用



- 置き傘1本

教室に保管、色や柄は自由



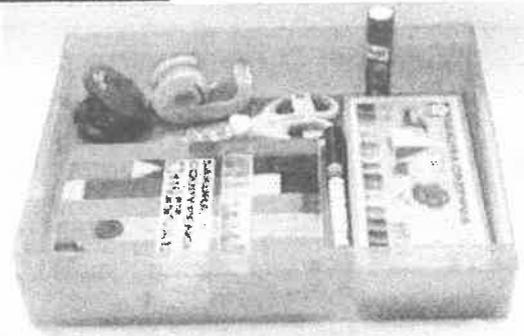
ひらがなで  
記名

## ◆入学式までにご家庭で用意していただくもの（続き）

※就学時健診時、体育館内に見本を置く予定です。

＜道具箱の中に入れるもの＞

- バス（クレパス）
- はさみ
- クービーか色鉛筆12色
- スティックのり
- ネームペン
- カスタネット
- 折り紙
- セロテープ



## ◆学校で購入の機会を設定するもの（購入を希望される方）

- 粘土セット
- 道具箱
- 工作マット

- ・就学時健診または入学式終了後に販売します。単品購入もできます。
- ・「算数セット」は、令和8年度より町で購入していただいたものを使用しますので、個人購入はしません。

## ◆入学式の日配付するもの

- ・無償配付するもの

- 教科書
- 黄色帽子（帽章）
- 防犯ブザー

- ・購入していただくもの ※代金は学年費より支払います。

- さくら型名札
- 氏名印
- 国語ノート
- 算数ノート
- 自由帳
- 連絡帳と連絡袋
- 個人情報保護ファイル（オレンジファイル） など

## ◆お願い

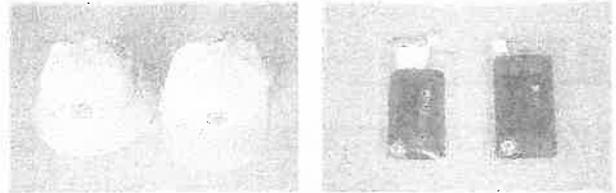
- ・持ち物すべてに、ひらがなで名前を記入してください。詳しくは入学式の日、学年通信や担任よりお知らせします。

## ①服装・持ち物

「必要なものを必要なときに持ってこられる子」「ものを大切に使う子」を目指して、以下の内容について指導しています。ご家庭でもご協力をお願いします。

### ◆ 服装（身につけるもの） について

- ・登下校には黄色帽子をかぶりましょう。
  - ・名札は、左胸につけましょう。
    - 名札は学校で保管します。
    - 名札にシールやキーホルダーなどはつけないようにしましょう。
    - 名札の色は学年で決まっています。  
(6色でローテーションします。令和7年度入学児童は黄になります。)
    - 1年生1学期はさくら型名札を使用します。
  - ・ハンカチ・ティッシュは、いつでも使えるように、身につけましょう。
  - ・防犯ブザー（笛）は登下校のときに、身につけましょう（首に掛ける方式は首に、ランドセル取り付け式はランドセルにつけましょう）。
  - ・季節や天候にあった服装をしましょう。手袋やコートは教室では脱ぎましょう。
- ☆手袋やコートなどはご家庭の判断で着用させてください。



### ◆ 持ち物 について

- ・学習に必要なものは、前日に準備し、忘れ物をしないようにしましょう。
  - ・学校へ持ってくるものには、全て学年・組・氏名をひらがなで、はっきり書きましょう。
  - ・学習に必要なものはないものは、持ってこないようにしましょう。
- ☆お茶（水筒）は、気温・天候等に応じて持たせてください。（夏季・校外学習は多めに）  
※熱中症対策のため、お茶以外も可としています。

### ◆ その他

- ・身の回りの整理整頓をしましょう。
  - ・ものをなくさずに、大切に使いましょう。
  - ・髪留めは華美にならないようにしましょう。
- ☆お子さまが身に付けているもの（服・髪留め・ポシェットなど）が安全であるかどうか、常に確認をしてください。



蟹江小学校の児童として心身ともに健全で、思いやりのある明るい子となるよう以下の内容について指導しています。ご家庭でもご協力をお願いします。



### ◆ 登下校について

- ・決められた時間までに集合場所へ行き、通学団で登校しましょう。
- ・登下校の途中、知らない人についていたり、知らない人の車に乗ったりしません。
- ☆熱中症防止のため、ネッククーラー・日傘を使用して構いません。期間は定めていませんので、天候や体調に合わせて使ってください。
- ☆欠席、遅刻、早退の場合は、8時20分までにきずなネット（11 ページからの資料参照）を使って、学校に連絡をしてください。8時20分以降や緊急時には電話をしてください。遅刻、早退の場合は、必ず保護者の付添をお願いします。
- ☆8時20分以降に来校する場合は、正門（南門）から出入りしてください。正門のインターフォンを使って、用件をお話してください。

### ◆ 学校生活について

- ・周りの人に思いやりをもち、きちんとあいさつができる子になりましょう。
- ・言葉づかいは正しくていねいにしましょう。
- ・廊下は静かに右側を歩きましょう。
- ・運動場で元気に遊びましょう。
- ・駐車場、校舎裏、プールや体育館の周りでは遊ばないようにしましょう。
- ・遊具やバスケットボールコートは、みんなで仲よく使いましょう。

○遊具・・・1・2年

○バスケットボールコート・・・3～6年

譲り合い、仲よく使いましょう

- ・雨天時や夏季のWBGTが「危険」・「厳重警戒」時は、教室で静かに過ごしましょう。
- ・みんなで使うものや使う場所は、大切にしましょう。
- ・みんなで協力して、掃除をしましょう。



## ◆家庭生活について

- ・「おはよう」「行ってきます」「ただいま」など、あいさつをしっかりとしましょう。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣を身に付けましょう。
- ・出かけるときは、「どこへ、だれと、いつ帰るか」を家の人に言いましょう。
- ・家の人のお手伝いを進んでしましょう。

## ◆校外生活について

- ・遊んでいるときに知らない人についていたり、知らない人の車に乗ったりしません。
- ・知らない人に声をかけられたり、追いかけられたりして、危険を感じたら、大声を出して助けを呼び、防犯ブザーを使いましょう。
- ・「こども110番の家」の場所を確かめておき、危ないと思ったら助けを求めましょう。
- ・川や用水の近くでは、絶対に遊びません。
- ・水泳・水遊び・学区外に出かけるときは、大人と出かけましょう。
- ・花火など火を使うときは大人と一緒にいき、後かたづけもしましょう。
- ・友達の家遊びに行くときは、その家の人がいるときにしましょう。
- ・よその人の土地や建物には勝手に入りません。
- ・公園で遊ぶときは、ルールを守りましょう。



## ◆交通安全について

- ・道路への飛び出しは絶対にしません。“止まれ”のところでは、必ず止まりましょう。
- ・見通しの悪いところは左右の確認をしましょう。
- ・道路を横断するときは、右・左・右をよく見て、手をあげて渡りましょう。

(ハンド・アップ運動)

- ・自転車に乗るときはヘルメットをかぶり、自動車や歩行者に注意して乗りましょう。
- ・自転車の二人乗りや並列運転はしません。
- ・暗くなってから自転車に乗るときは、ライトをつけましょう。



## ◆学校電話対応時間について（令和7年度）

平日	午前8時00分から午後5時30分まで
夏季休業期間等	午前8時30分から午後5時まで
夏季休業等期間中の出校日	午前8時00分から午後5時30分まで
土日祝日及び学校閉校期間 (お盆・年末年始等)	終日自動音声による対応

※上記以外の時間では、原則自動音声による対応となります。

※児童生徒の生命や安全に関わるような事件事故などが発生し、時間外で緊急に学校へ連絡が必要となるときは、蟹江町役場 教育課（0567-95-1111）までご連絡ください。

## ③保健室より

保健室は、児童の健康管理・健康の保持増進を図るため、健康診断・健康相談・救急処置等を行う場であり、学校保健活動のセンター的役割を担っています。

### ◆健康観察



- ・家庭で朝の健康観察をしてください。体調が悪く、遅刻・欠席する場合は、きずなネットにてご連絡ください。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。

### ◆健康相談

- ・けがや病気に関するだけでなく、心身の健康に関することや悩みごとの相談にも応じています。養護教諭や学級担任に声をかけてください。

### ◆救急処置

#### ①けがについて



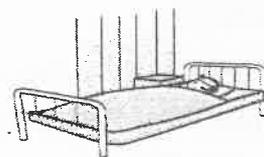
- ・けがの救急処置を行います。その範囲は、「救急蘇生法の指針一市民用一」を基準とします。継続的な処置は行いません。
- ・けがの処置として受診が必要であると判断した場合は、保護者に連絡し、医療機関に移送します。  
⇒この場合、保健調査票に記載された「かかりつけ医療機関」を優先しますが、その医療機関が遠方または連絡が取れない時などは、学校近隣の医療機関と連絡を取り、移送します。保護者の同意を必要とする処置を行わなければならない場合に備えて、保護者の同伴をお願いします。この際は、保険証や子ども医療証を持参してください。

#### ②体調不良について

- ・学校において体調が悪くなり、次の判断基準により学習の継続が困難であるとした場合は、保護者と連絡を取り、早退させます。その場合は、保護者によるお迎えをお願いします。

### 早退の判断基準

- ・発熱などの風邪症状がある場合
  - ・体温が平熱より1℃以上高い場合
  - ・脈拍が安静時1分間100回以上の場合
  - ・授業時間1コマ(45分間)安静にし、経過観察を行っても回復しない場合
- 【その他、体調により上記の限りではありません。】



非常災害時における登下校

## 台風・大雪・地震などのとき

非常時は、いかなる場合においても、お子さんの生命と安全確保を第一に考えた行動となります。「愛知県全域」「愛知県西部全域」「尾張西部全域」または「蟹江町」に、以下のような警報等が発令された場合の行動をまとめましたので、ご家庭の見やすい場所に掲示してご活用ください。

種 類		自宅にいる場合	学校にいる場合
気象庁が発表する内容	特別警報 ※これまでの警報基準をはるかに超え、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される	午前 6 時 30 分の時点で 解除 ⇒ 通常どおり 発令中 ⇒ 自宅待機	安全に帰宅できる ⇒ 授業を中断し下校 (小学校は通学団下校)
	警戒レベル4以上 ※災害発生の危険度に応じて住民がとるべき行動の分類(1~5段階)	午前 11 時までに 解除 ⇒ 第5限から授業 発令中 ⇒ 臨時休校	安全な帰宅が困難な場合 ⇒ 安全な場所で待機 (状況により引き渡し)
	警報 暴風(暴風雪)	通常どおり ⇒ 保護者が危険と判断する場合は登校を見合わせ、安全確認ができたなら登校	通常どおり
	注意報 大雨・洪水・大雪等	通常どおり	通常どおり
	注意報 強風・大雨・洪水等	通常どおり	通常どおり
地震	震度5弱以上 (近隣市町村含む)	臨時休校	安全に帰宅できる ⇒ 授業を中断し下校 (小学校は通学団下校) 安全な帰宅が困難な場合 ⇒ 授業を中断し、安全な場所 で待機 (状況により引き渡し)
	震度4以下 (近隣市町村含む)	通常どおり	通常どおり
	南海トラフ臨時情報 (巨大地震警戒) (巨大地震注意)	⇒ 保護者が危険と判断する場合は登校を見合わせ、安全確認ができたなら登校	通常どおり
登下校中に地震が発生した場合 ⇒ 揺れを感じたら、建物・ブロック塀・自動販売機・窓ガラス等危険な場所の近くから離れ安全な場所を探し避難(頭をかばん等で保護) 揺れが収まったら自宅又は学校の近いほうに向かう			
弾道ミサイル発射による全国瞬時警報システム(Jアラート)発信		自宅にいる場合 自宅待機し、避難解除の発信の後に登校	学校にいる場合 ・校内で安全確保 ・安全確認の上、授業継続

- ・上記は、あくまでも原則の対応となります。各情報については、気象庁のHP・テレビのデータ放送・NHKテレビの東海地方版等でご確認ください。
- ・登下校等において学校独自の対応等がある場合は、別途学校長から連絡します。
- ・学校でも指導の徹底を図りますが、ご家庭でも緊急時の対応についての話し合いを深めておいてください。  
(避難場所、緊急連絡先、家庭での役割分担、ガスや電気の遮断等)

# 「きずなネット」について

## — 緊急・お知らせ・欠席等連絡メールシステム —

蟹江町では中部電力（株）の「きずなネット」サービスを利用して、学校からの緊急の連絡やお知らせの配信、保護者様からの欠席・遅刻・早退の連絡受信を行います。

### ◆配信される内容

種 類	内 容
学校連絡	台風、地震時の児童の引き渡し方法など 学校行事時の下校時刻など
防犯情報	不審者に対する情報など

### ◆登録方法

- ・次ページの登録方法にしたがって登録してください。
- ・登録料は必要ありませんが、メールの送受信にかかる通信料やインターネットの接続料は受信者の負担となります。
- ・パソコンのメールアドレスでの登録もできますが、緊急性・利便性という点から携帯電話での登録をお勧めします。
- ・携帯電話の回線状況や電波状況によりメール配信時刻に遅延が生じることがあります。
- ・年度の終わりには、教育委員会から詳しい案内文書が出ます。
- ・新1年生の保護者様は、1月1日以降に登録してください。

### ◆修正・解除方法

- ・次ページの登録方法に準じ、修正・解除をしてください。

### ◆欠席等連絡方法

- ・次々ページの欠席連絡方法にしたがって連絡してください。
- ・欠席等をする日の午前8時までに連絡してください。

### ◆問い合わせ先



中部電力株式会社インターネットシステムお客さまサポート

【TEL】 0120-342-089 (フリーダイヤル)

{ 平日 9:00 ~ 12:00 , 13:00 ~ 17:00 }

【E-mail】 [info@cep.jp](mailto:info@cep.jp)

# 学校集金について

学校教育にかかる費用のうち、保護者のみなさんに負担していただく経費のことを学校集金といいます。

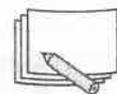


## ◆種類と金額

種類	内容	金額
学年費	ドリルなどの各種教材費 遠足や社会見学の費用 紙代 など	月額 1,000円～3,000円程度 (月ごとに集金額が異なります。詳細は学年だよりでお知らせします。)
給食費	小学校 1食 230円	230円×実施回数を翌月に集金します (7月分は9月、3月分は3月)
PTA会費	PTA活動における費用	月額 100円(予定)

## ◆集金方法

- 方法 毎月、口座振替で集金を行っています。《**ゆうちょ銀行(郵便局)のみ**》  
(8月は振替を行いません)
- 手続き ①ゆうちょ銀行(郵便局)で口座を開設してください。  
(すでに口座をお持ちの方は、その口座をご利用ください)  
②入学前・転入時にお渡しする「自動払込利用申込書」に必要事項を記入の上、郵便局の窓口へ提出してください。



## ◆引き落とし日(振替日)

- 引き落としは、毎月10日です。※変更する場合があります。  
10日が土日祝日の場合は、翌営業日(次の平日)になります。
- 引き落とし手数料が、児童一人、1回につき10円かかりますので、ご了承ください。



Q. 残高不足で引き落としができなかった場合は？

A. 現金で集金させていただきます。お知らせの文書と集金袋をお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

# 自動払込利用申込書(記入例)

- ※ 2枚目に写るよう太枠線内の部分を強くご記入ください。
- ※ 最寄の郵便局に通帳を持参し12月末日までに受付をしてください。

よろしくご協力お願いいたします。

通帳と同じ住所を記入する。

申込専用

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。  
 ※「お届け印」欄には、通常貯金の印を押しつけてください。  
 ※封合口を通帳を併せて、ご提出ください。  
 ※最近お受取りになった領収書をお持ちの場合は、窓口にご提示ください。

郵便番号 (〒 497-0040)

おところ 愛知県海部郡蟹江町城四丁目500番地

フリガナ カニエ イチロウ

おなまえ 蟹江 一郎 様

日中ご連絡先電話番号 携帯 会社 自宅 0567-95-2037

記号番号 1 通帳をよく見て記入する

お届け印 蟹江

通帳の印鑑を使用する

▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

加入者名

口座番号

払込開始月 年 月から 払込日 毎月 日 (再払込日 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34
<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公庫借入金 26	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 税金 35
<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 商工会費 27	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input type="checkbox"/> 30
<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 会費 33	<input type="checkbox"/> 30

該当の項目にレ印をつけてください。

▼「ご契約者欄」は

郵便番号 ( - )

おところ 現在の住所を記入する  
(上記の住所と同じ場合は同上とする)

フリガナ

おなまえ 保護者氏名 様

日中ご連絡先電話番号 携帯 会社 自宅

★必須: お子様の名前を記入する。

カニエ タロウ

蟹江町教育委員会通知書の通知番号を余白に記入する。

# 学校でけがをしたとき

## — 災害共済給付制度 —

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、万が一、学校生活の中でお子様がけがなどをして医療機関にかかった場合に、医療費や見舞金を保護者に給付する制度です。

### ◆給付の対象

学校の管理下における児童生徒の負傷・疾病に対する医療費、障害または死亡が給付の対象です。  
 ※学校の管理下とは、登校するときから、下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・校外学習・運動会・修学旅行・野外教育活動・授業後の部活動・学校から参加する各種大会などを含みます。

### ◆掛金

年間1人935円（R7）必要ですが、蟹江町では町が全額負担しています。

### ◆申請の手続き

学校でけがをして医療機関にかかった場合、保護者の方へ用紙をお渡しします。「医療等の状況」は病院で、「日本スポーツ振興センター災害給付金振込希望口座」は保護者の方で記入していただき、学校に提出してください。

### ◆給付金額

療養費 5,000 円（自己負担 1,500 円）以上が給付の対象になります。

（例）療養費 5,000 円の場合

医療保険（保険証） 3,500 円
-------------------

自己負担 1,500 円
--------------

日本スポーツ振興センター給付金は 2,000 円

医療費 1,500 円
-------------

見舞金 500 円
-----------

### ◆給付方法

- 給付金の請求は、1 か月ごとに行いますので、治療が翌月にかかる場合は新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- 蟹江町子ども医療助成があり、自己負担（窓口での支払）がありませんので、見舞金のみが給付金として保護者の金融機関口座に蟹江町より振り込まれます。

### ◆給付の制限

- けがなどをした日から2年以内に請求しない場合、給付の請求権がなくなります。
- 損害賠償など、第三者などにより補償を受けた場合は、給付を行わない場合があります。
- 生活保護世帯の児童生徒のけが・疾病については給付されません。（別の制度があります。）

## 特別な状況で欠席するとき

### — 出席停止・忌引き・入学試験等 —

#### ◆出席停止

- ・病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、分かり次第学校にお知らせください。

#### 【主なめやすとして】

- インフルエンザ・・・・・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- 新型コロナウイルス感染症・・・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
- 百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹（はしか）・・・・・・・・・・解熱した後3日を経過するまで
- 風疹（三日ばしか）・・・・・・・・・・発疹が消失するまで
- 水痘（水ぼうそう）・・・・・・・・・・すべての発疹が痂皮（かひ）化するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱）・・・・・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

#### 結核

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

その他の感染症

学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎

ヘルパンギーナ(流行性の夏かぜ)、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、

など

#### ◆忌引き

- ・親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる(学校を休んでも欠席にならない)場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が以下のように異なります。(遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます)

父母・・・・・・・・7日以内

祖父母・・・・・・・・3日以内

曾祖父母・・・1日以内

兄弟姉妹・・・3日以内

おじ・おば・・・1日以内

#### ◆入学試験等（入学試験・蟹江町教育支援センター出席など）

- ・入学（就職）試験当日は、出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・蟹江町教育支援センター（あいりす）等に出席の場合は、「出席」扱いとなります。

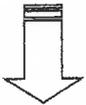
#### ◆ラーケーションの日

- ・令和5年度より愛知県では子どもの学び（ラーニング）と、保護者の休暇（バケーション）を組み合わせ、未来につながる家庭での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」が実施されています。
- ・出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・「ラーケーションカード」に必要事項を記入し、取得日の1週間前までを目途に、児童生徒または保護者が学校（担任）に提出してください。＊電話での届出はできません。

## 転居・転校時の手続き

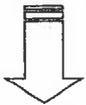
### ◆転居等にもなう転校の手続き

#### ① 今、通っている学校へ



- ・転居予定日／転居先の住所／転校先の学校名  
を分かりしだい担任に連絡してください。

#### ② 蟹江町役場へ



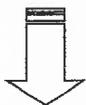
- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転出学通知書」を発行してもらいます。

#### ③ 今、通っている学校へ



- ・学校へ「転出学通知書」を提示してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」  
を学校で発行してもらいます。

#### ④ 転出先の市役所（町・村役場）へ



- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転入学通知書」を発行してもらいます。

#### ⑤ 転校先の学校へ

- ・転校先の学校に電話連絡をしてください。
- ・「転入学通知書（市役所等で発行）」を提示してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」を提出してください。

### ◆必要な書類

在学証明書	学籍の異動など、転校先の学校との引継ぎに必要です。
教科用図書給与証明書	蟹江町の学校と転校先の学校とで教科書が同じか確認します。
転出学・転入学通知書	教育委員会から学校への通知文書です。

## ①就学援助制度

経済的な理由でお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。蟹江町では、新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・給食費が援助対象費用となります。

### ◆対象となる家庭

- ① 生活保護が廃止または停止された家庭
- ② 町民税が非課税または減免された家庭
- ③ 個人事業税または固定資産税が減免された家庭
- ④ 国民年金の掛金が免除、または国民健康保険税が減免された家庭
- ⑤ 児童扶養手当が支給された家庭
- ⑥ 生活福祉資金の給付を受けた家庭
- ⑦ その他経済的理由のある家庭

#### ☆注意☆

上記のいずれかに該当していても、所得額が認定基準額を超過している場合は、援助を受けることができません。

### ◆申請方法

- ・受給申請書（教育委員会にあります）
- ・援助費の振込み先となる保護者名義の預金通帳（ゆうちょBKも可）
- ・世帯全員のマイナンバー通知書 又は カード
- ・賃貸住宅にお住まいの方は、家賃がわかる書類（賃貸契約書）  
をお持ちのうえ、蟹江町教育委員会（蟹江町役場 2 階 教育課）へ。

【詳細については教育委員会へご確認ください。申請の案内は町広報誌にも掲載されます。】

毎年、教育委員会への申請が必要です。  
なお4月中に申請し、認定がなされれば4月分から援助を受けることができます。  
（申請は、蟹江町教育委員会にて随時おこなっています。）

## 支援・各種相談

## ②スクールカウンセラー

臨床心理に関して高度な専門的知識や経験をもつスクールカウンセラーが、相談に応じます。蟹江町の中学校区にはそれぞれ1名ずつスクールカウンセラーが配属され、概ね、中学校は週に1回、小学校は月に1～2回勤務しています。

## ◆カウンセリングについて

- ・保護者や児童生徒本人から悩みなどを聴いて、その解決の手助けをします。例えば、いじめや不登校その他の児童生徒の問題行動を解決するために、保護者や児童生徒本人の話を聴いて、必要に応じてアドバイスをしています。

## ◆相談予約について

- ・カウンセリングの希望がありましたら、お子様が通っている学校の教頭に連絡をしてください。スクールカウンセラーの予定を調整し、後日、保護者の方に相談日時を連絡させていただきます。

町内統一

## 支援・各種相談

## ③スクールソーシャルワーカー

子どもたちがよりよい学校生活を送ることができるよう、家庭や学校におけるさまざまな問題の解決に向けて一緒に考えるスクールソーシャルワーカーが、週に1回程度、各学校を巡回しています。

## ◆スクールソーシャルワーカーとは？

- ・福祉の専門性をもち、子どもたちの最善の利益を保障するために、学校などにおいてソーシャルワークを行う専門職のことです。
- ・学校だけでなく、子どもと関わるいろいろな機関ともつながって、子どもの周りの環境を整えるお手伝いをします。

## ◆相談について

- ・スクールソーシャルワーカーに相談を希望される方は、お子様が通学している学校や教育委員会にお問い合わせください。

町内統一

## 支援・各種相談

## ④通級指導教室「オアシス」

蟹江町の小中学生を対象として通級指導教室「オアシス」を設置しています。通常学級に在籍しており、心身の問題から起きる困難な状況をかかえている児童生徒に、週1時間程度の個に応じた指導をするための教室です。

## ◆設置校について

- ・「オアシス」は、蟹江小学校、須西小学校、学戸小学校、蟹江中学校にて開設しています。設置されている4校以外の児童生徒は、時間割等の諸条件が整った場合に巡回指導を受けたり、指導の時間だけ他校へ通ったりすることがあります。他校へ通う場合は、原則として送迎が必要となります。

## ◆入級について

- ・本人・保護者の希望があり、学校長や教育委員会が入級について適当と認めた場合に受けられます。
- ・お子様の様子で気になることがありましたら、お子様が通っている学校の担任へご相談ください。

## 支援・各種相談 ⑥校内教育支援センター「オリーブ」

蟹江町の中学生を対象として校内教育支援センター「オリーブ」を設置しています。「オリーブ」は、学校生活に困難を抱える生徒に対する居場所づくり及び社会的自立の支援を行うための教室です。

### ☆「オリーブ」での約束ごと

- ・平日の月曜日から金曜日、午前9時から午後3時までの入室です。
- ・「オリーブ」での活動も出席と同じ扱いになります。

### ☆「オリーブ」での活動内容

- ・自分に合った学習をしたり、ソーシャルスキルトレーニングなどを行います。
- ・悩み事や心配事について相談できます。

### ☆入室について

- ・本人・保護者の希望があり、学校長が入室について適当と認めた場合、利用が可能です。
- ・お子様の様子で気になることがありましたら、お子様が通っている学校の担任へご相談ください。

町内統一

## 支援・各種相談 ⑦蟹江町教育支援センター「あいりす」

「あいりす」は、学校へ行きたくても行けない子どもたちや、休みがちになっている子どもたちを支援する教室です。

「あいりす」では不登校児童生徒への手助けとして、こんなことをめざします。

- 自分の意志で、家から外へ出る習慣を身に付ける。
- 人と話すことが、楽しく感じられるようにする。
- 自信をもって行動し、学校復帰へのきっかけをつかむ。

### ☆「あいりす」での約束ごと

- ・平日の月曜日から金曜日、午前9時から午後3時までの入室です。  
午前のみ、午後のみのお出席でもかまいません。できるところから進めます。
- ・出席は、在籍校での出席と同じ扱いになります。
- ・昼食は給食ですが、お弁当でもかまいません。
- ・実習などの実費以外は無料です。
- ・服装は自由ですが、華美にならないようにしてください。
- ・中学生は制服やジャージを基本とします。

### ☆「あいりす」での活動内容

- ・自分に合った学習をします。
- ・陶芸やクラフトなどの創作活動をします。
- ・散歩をしたり、運動を楽しんだりします。
- ・気の合う人と話したり、ゲームをしたりして楽しめます。
- ・悩み事や心配事について相談できます。

「あいりす」の見学や相談・入室を希望される場合は、在籍校または教育委員会へ気軽にお問い合わせください。

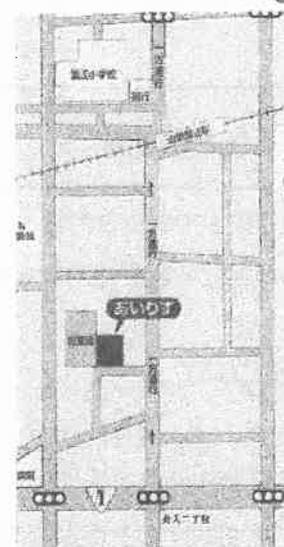
あいりす 住 所：蟹江町宝二丁目477番地

TEL：96-4415

教育委員会

TEL：95-1111（内線213）

### 「あいりす」はどこにあるの？



## 支援・各種相談

## ⑧教育関係相談窓口

毎日の生活の中で、お子様に悩みがあったり、心配ごとがあったりした場合には、学校もしくは蟹江町教育委員会までご相談ください。

学校や教育委員会以外でも、教育相談を受け付けている公的な専門機関がたくさんあります。下の表でその一部を紹介させていただきます。学校等には相談しづらい場合、どこに相談したらよいかわからない場合には参考にしてください。

一度電話などで問い合わせしてからご利用ください。

機 関 名	内 容	受 付 時 間 等
こども家庭課 こども家庭センター（保健センター内） 住所 蟹江町西之森七丁目 65 TEL 0567-94-5666	発達が気になる子への支援 発達が気になる子への相談	月～金曜日 9時～17時 （休日、年末年始を除く）
蟹江町教育支援センター「あいりす」 住所 蟹江町宝 2-477 TEL 0567-96-4415	学校生活適応指導 不登校等	月～金曜日 9時～16時
海部児童・障害者相談センター 住所 津島市西柳原町 1-14 TEL 0567-25-8118	子どもの養育に関する相談 子どもの発達に関する相談	月～金曜日（要予約） 9時00分～17時15分
教育相談室 （愛知県総合教育センター） 住所 愛知郡東郷町大字諸輪 字上鉾 68 TEL 0561-38-2217 （一般教育相談） TEL 0561-38-9517 （特別支援教育相談）	一般教育相談 （身体・精神、学業、不登校、いじめ、非行、進路等）  特別支援教育相談	月～金曜日（要予約） 9時～17時  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">愛知県総合教育センターは、令和8年4月より、岡崎市美合町へ移転します。</div>
子どもの人権110番 （名古屋法務局人権擁護部） TEL 0120-007-110	いじめ・虐待など子どもの人権に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分
教育相談こころの電話 （愛知県教育スポーツ振興財団） TEL 052-261-9671	いじめ・発達・就学など教育全般の電話相談	10時～22時 （年末年始を除く）
あいち発達障害者支援センター 住所 春日井市神屋町 713-8 TEL 0568-88-0849	自閉症やアスペルger-症候群などの広汎性発達障害の子ども・保護者への援助	月～金曜日 10時～12時 13時～16時

×E

A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the first line below the '×E' header and extending to the bottom of the page.

# PTA活動について（令和7年度）

## — 蟹江小学校PTA —

子どもたちの健全な成長と幸せを願って、保護者（家庭）と教師（学校）が同じ関心や目的をもって集まり、対等な関係で活動する任意団体です。

### ◆ どんなことをしていますか？ ☆はボランティアで参加者を募ります。

- 子どもたちが安全に学習・生活できる環境づくりをします。  
☆読み聞かせ活動、☆クリーン活動（校内清掃（トイレ清掃・除草作業））、等
- 家庭と学校の連携に関することに参加・協力しています。  
PTA総会、芸術鑑賞会、学校保健委員会、交通安全教室、感謝の集い（6年生）等
- 保護者及び教師を対象とした研修を行っています。  
PTA研修会、PTA講演会、等
- 会員への広報を行っています。  
随時PTA広報誌「こちカニ」を発行し、会員の皆様にPTA活動について広く伝えていきます。
- 会員の親睦を図ります。  
給食試食会等を行い、知識を深めるとともに、会員相互の親睦も深めます。
- 児童が地域で安全な生活を送れるように活動しています。（地区委員）  
通学路点検、ストップマーク貼り、等
- その他の活動  
PTAバザー、ノーTGS（ノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホ）ウィーク・デー、もちつき会、等があります。※他にも、魅力的な企画を考えていきます。

### 【補足】交通当番（旗当番）について（PTAとは別の活動）

毎朝、町内の保護者が交代で、交差点や横断歩道に交通安全旗持って立ち、児童が安全に登校できるよう地区主体で行っていただいています。町内の役員の方が連絡しますので、ご協力をお願いします。

### ◆ 役員にはどんな役がありますか？

- 本部役員  
会長1名、副会長1名、監事2名、庶務若干名、会計若干名、顧問1名（予定）  
（令和7年度から、それまでにあった「学級常任委員制度」を廃止し、「ボランティア参加制度」を導入しました。各地区から推薦される「地区委員」さんには、定期的にPTAの連絡会に参加していただく予定です。）

### ◆ PTAのメリットは何ですか？

- 団体をつくることで、学校と対等な形で話し合いができ、また学び合いをすることができます。学校と保護者（PTA）が情報交換を通じて学校づくりに協力し、信頼関係をもつことで、お子さんが通う学校を、よりよいものにしていくことができます。

---

# 学校ボランティアについて

---

## — 蟹江小学校の地域ボランティア —

たくさんの地域の方々がボランティアとして、子どもたちのために活動し、学校を支えていただいています。子どもたちも教職員もとても感謝しています。

### ◆かにっこみまもり隊

北校舎ができた平成17年6月に結成されました。令和7年10月現在11名の隊員の方が交代で二人ずつ校内に常駐し、子どもたちの安全を見守っています。

隊員の方は、不審者の監視のかたわら、草取りや落ち葉拾い、学校施設の修繕等、かつての経験を生かし、自主的に子どもたちのために取り組んでいます。また、子どもたちの遊び相手や話し相手にもなっており、隊員の方のまわりには、子どもたちの笑顔の輪が広がっています。蟹江小学校にとってなくてはならない存在です。



### ◆学校支援ボランティア

平成19年度に蟹江町教育委員会が「学校支援ボランティア」の制度を立ち上げました。学校の教育活動や環境整備などについて、保護者や地域の方々が、ボランティア活動をするものです。週2～4時間程度、学級に入り、子どもたちの活動の手助けをしていただいています。

### ◆クラブ活動ボランティア

クラブ活動の時間（木曜日第6時限）に4年生から6年生の子どもたちと一緒に楽しく活動していただいています。ボランティアの方は、特技を生かしたクラブに所属しています。

【ボランティアに参加したい方は】

蟹江小学校（教頭）95-2037までご連絡ください。

**×E**

A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the top of the page and extending to the bottom.

## 蟹江小ガイドブック

平成 22 年 11 月発行

令和 7 年 9 月改訂

【監修】 蟹江町教育委員会

【発行】 蟹江町立蟹江小学校

〒497-0040 海部郡蟹江町城四丁目 500 番地

Tel 0567-95-2037 Fax 0567-96-3994

E-mail:kaniesyo@kanie-schoolnet.jp

URL : <http://kanie-e.kanie-schoolnet.jp/>